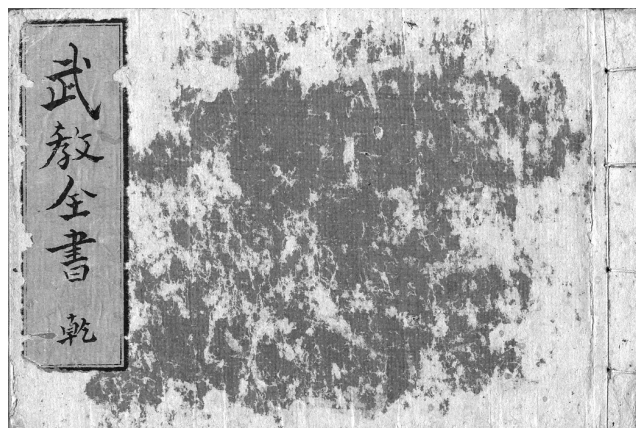


【読楽】014 「武教全書講録」を読む * 読楽箇所＝下巻「子孫教戒」の一部

【山鹿素行『武教全書』 * 「山鹿素行の父道と教育論(2)」(月刊『武道』2014年2月号)の拙稿を一部改編)

山鹿素行^{やまがそこう}の教育論は、彼が44歳の寛文5年(1665)に門弟等が編纂した『山鹿語類』^{やまがごるい}とともに、彼が35歳の明暦2年(1656)に門弟が講義録をまとめた『武教小学』^{ぶきょうしょうがく}に見られる。両者の間の約10年で素行の思想は、死に際の潔さに象徴される戦乱期の「武士道」から、天下泰平における指導者像を説いた「士道」へ転換したとも言われる。その思想的転換には触れないが、素行は『山鹿語類』では「育てる」立場から詳細な父道論を展開したのに対し、『武教小学』では主に「育つ」立場から武士の日常生活上の心得や子弟教育の要点を述べている。



まず「明暦丙申(1656)八月、門弟子等謹 序 題」と記された『武教小学』の序文には、本書を理解するうえで看過できない次の記述が見える(以下、原漢文を現代語訳または意識)。

- 農工商の如き生業を持たずに、武士が三民の長とされる所以は、「能く身を修め心を正して、国を治め、天下を平らかにする」からである。しかしながら、今や「善俗」が廃れ、「誠教」の乏しい世となり、武士は臂を怒らせ剣に手を掛け、学者は「記誦詩章(詩文を暗誦するのみで実践しないこと)」の中国風情に陥る不適当な有様で、実に嘆かわしい。
- 学問の目的は「格物致知(物事の道理や本質を深く追求し、知識や学問を極めること)」にあり、異国の風俗を習うためではない。ましてや、武士の道を異国から学ぶ必要がどうしてあろうか。武士道は幼時に習うことが重要で、その習慣を智恵とともに深め、その心を育むことが昔の聖人の真心である。
- 武士は主君の俸禄に養われながら、民の長として外見・行動・知識が正しくなければ、天下の賊民にほかならず、汗が出る程の恥辱の至りである。
- 本書の編纂・出版は山鹿先生の志ではなく、門弟の我々が先生の言葉を輯録し『武教小学』と題したものである。本書の教えを敬って学べば「浮靡蒙童(浮ついて贅沢な子供)」も「志士仁人(天下国家の為に命がけで信念を貫く人物)」に変わる一助となろう。本書をよく玩味し、おろそかにしてはならない。

この序文を見る限り、行住坐臥・座作進退(立居振舞)の全てが庶民の模範となり、治国・平天下を実現することが武士の存在理由とされており、既に『武教小学』において「士道」の考え方が本質的に存在していたことが分かる。

以上のほか、序文で朱熹が8歳から14歳の心得を述べた『小学』を讃えている。書名にも「小学」の語を含むように、本書は『小学』を参考に綴った武士子弟用の士道入門書で、次の10項に分けて武士の振舞としての基本を簡潔に説く。

- (1) 夙起夜寝^{つとにおきよはいぬる} —— 起床後の身支度から就寝までの毎日の生活態度。
- (2) 燕居^{えんきょ} —— 公務に就かない在宅期間中は学問や武芸をひたすら学ぶ。
- (3) 言語應對^{げんご} —— 他人との会話における言葉遣いや話題の心得。
- (4) 行住坐臥^{こうじゅう} —— 外出中や在宅時の用心や礼法。
- (5) 衣食居^{いしょく} —— 質素・分相応・適切な衣食住。
- (6) 財宝器物^{ざいほう} —— 貧民救済や文武に役立てるべきで、単なる蓄財は無用。
- (7) 飲食色欲^{いんじき} —— 食欲・性欲を慎み適度に保つ。
- (8) 放鷹狩猟^{ほうたか} —— 民の生業を妨げず、領地・領民の掌握や軍事訓練のために行う。
- (9) 与受^{あたえうくる} —— 金品の授受は道義に基づき適切に行う。
- (10) 子孫教戒 —— 男児・女児の育て方。

前記(1)～(9)は土道の基本で、それをいかに子孫に伝えていくかを最後の「子孫教戒」で論じている。その前半に男児教育、後半に女児教育の要点を記すが、記述量もほぼ半々で、『山鹿語類』で父道とともに母道を重視した山鹿素行の考え方はここにも表れている。随所で『孟子』『礼記』『論語』『列女伝』『小学』等を引用し、適宜語注を加えるが、以下に要点を掲げる。

- 己が死んだ後に子孫が勝手気儘であれば、家は絶え、子孫自身も身を滅ぼす。どうして真心の愛情から子孫を教戒せずにいられようか。武士は「大丈夫(『孟子』滕文公下によれば、富貴・貧賤・威武に惑わされず屈しない人物)」こそ勇者である。深い愛情と信念や強い心で子孫を戒めないとしたら、志士仁人とは言えない。
- 子供が幼稚の間は生まれながらの天然の気を受けるのみで主体的な知恵がないが、日々の成長とともに善悪に染まっていくため十分に慎む必要がある。張横渠は「近年は、男女ともに幼い頃から驕惰(我が儘かつ無気力)で壊り了わり(駄目な子供になり)、成長するほどにますます凶狠(心が歪む)になる」と述べている。
- 武士が子孫を教戒するには、知を正し、機(気)を勇にして、事(行い)に信あらしめる。それ故、知の発する時は邪正を考え、邪を戒め正を揚げ、勇を養って脅すことなく、小事と雖も詐偽を行わないことが大切である。遊戯は弓矢・竹馬の礼、言葉遣いは武家礼法を以て教え、精気における情欲を抑えよ。また、文学を教えるが、記誦に陥り詩文に耽ると、日本の風俗を忘れ、中国の風俗を好むようになる。
- 人には気稟(氣質)の違いがあるため、その軽重・清濁を考えて習い馴れさせよ。言葉が一通り身に付いたら師を選び、友を考え、品性が下劣にならぬようにせよ。師弟関係では恭敬を旨とする。兵書や武道書を汚れた席に置かず、手を洗い嗽いだ後に開き見よ。そして、師匠を父兄の如く尊ぶべきである。

以上が前半で、後半は丸々女子教育に当てている。

- 女子の教戒は十分に慎まねばならない。世間では女子に情弱(意気地のないこと)を教えることが多いが、大きな誤りだ。武士の妻たる者は、常に公務で忙しく、家内の事が分からない夫に代わって家内を治める義務がある。どうして情弱で務まるだろうか。夫は内を知らず、妻は外を語らず。宮室を設けて内外を分かち、夫婦で着物懸けを別々にし、舅姑にはよく仕えねばならない。武将の妻は、婚家の盛衰で節義を易えない。また、盗賊にあい、敵に殺される場合もあるため、情弱な教育では通用しない。女子は陰性で、体は柔、心は順の氣質のため、柔順を用とし、よく果断(決断)することを掟とする。遊戯や言葉遣いが淫佚(みだら)であってはならず、義の正道を以て教え、武の本意を以て示せば、夫婦の道も正しく、人倫の大道も明らかとなる。

このほか、近年、女子に『源氏物語』や『伊勢物語』を教えるのは甚だ歎息すべきで、これらは両夫に見えることを教える淫佚や悠艶の書であるから、決して読ませてはならないと戒める。

『武教小学』成立後160年以上を経た文政2年(1819)、山鹿流兵学者の高林政明がその主旨を平易な仮名書きに改め、『武家小学』と題して刊行したほか、山鹿素行の代表作である『武教全書』(明暦2年作)の巻頭にも収録され、天保15年(1844)板以後たびたび刊行された。また、200年後の安政3年(1856)には、素行を信奉する吉田松陰が親戚子弟に『武教小学』を講じた講義録『武教全書講録』(本書には『武教小学』以外の記述がないため、事実上『武教小学講録』と言うべきものである)を著し、慶応4年(1868)に松下村塾より刊行されている。

同書で松陰は、「土道」と「国体」の大略を述べた『武教小学』序文を何よりも重視し、「此序ノ大主意ヲ能々呑込給へ」と開口一番に述べている。「土道」と「国体」の精神を後世に伝えるには、中国生まれの『小学』では片手落ちであり、「国体ヲ失フ様ニ成行クコト免カレザルヲ、先師(山鹿素行)深ク慮リ給フ。是、『武教小学』ヲ作ル所以也」と述べ、『武教小学』の本質を「扱其土道・国体ハ甚切要ノ事ナレバ、幼年ノ時ヨリ心掛サセ、工夫サスベキコト、是、『小学』ノ本意ニテ、詰リ、志人仁人ト成ル様ニトノ教誡ナリ。是、此序ノ大意、即チ、此書ノ大意也」と喝破した。

「『武教小学』の旨趣を国字になして童蒙の目に便あらしむ」とした高林政明の『武家小学』では、どういうわけか『武教小学』の序文が丸々省かれていた。しかし、松陰はこの序文こそが本書の神髓と見なし、そこに200年前に先師が抱いた後顧の憂いを読み取ったのである。

武教小學

門人

藤忠之校正



藤可慶句讀

夙起夜寐

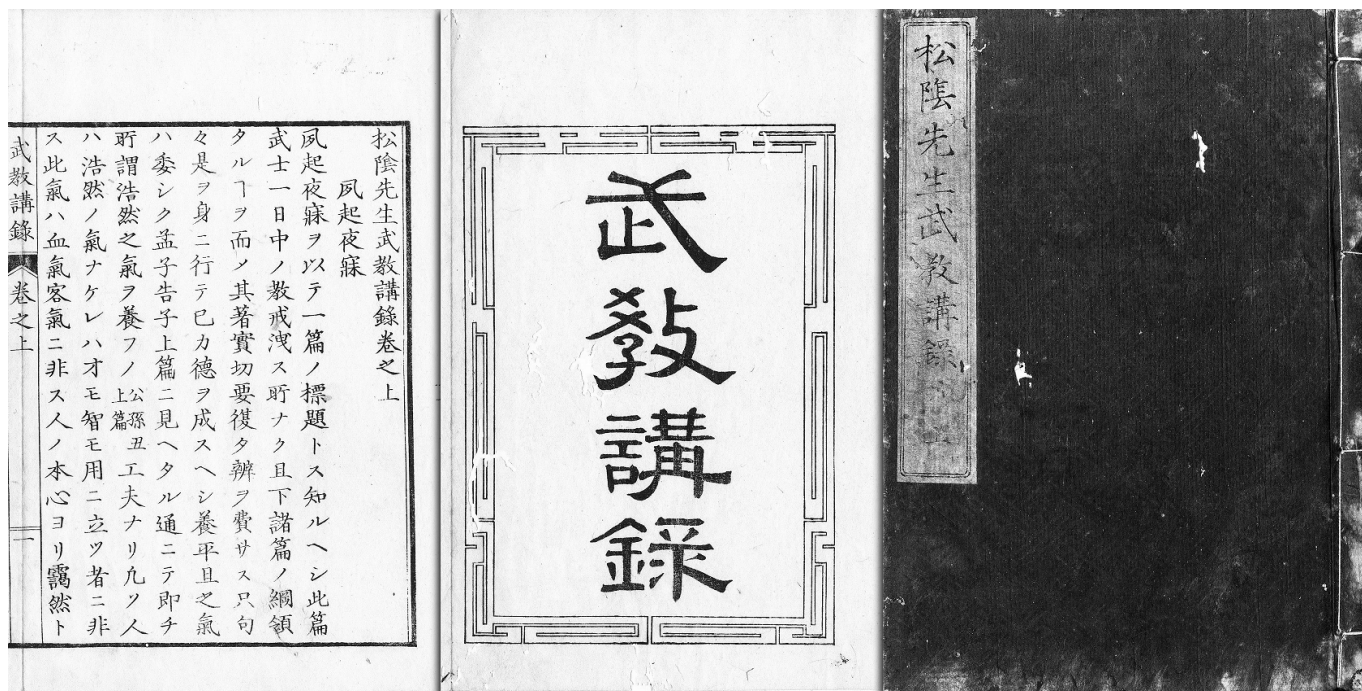
凡為士之法先夙起而盥漱擻正衣服佩
用具盥洗手也漱漱火打也擻梳也
 養平且之氣子出平而體認君父之恩情
 思量今日之家業可觀身體髮膚受之
 父母不敢毀傷孝之始也立身行道揚
 名於後世以顯父母孝之終也而后示
 家事謁賓客事君則速出仕事父母則
 行察其安否矣出而事則謀不出其位
 侍長者則敬如父兄能謙退而不爭右
諸事皆明倫之事也以文會友以友輔
仁會友則道益明也講學以有益友則
 問事孔子曰益者三友益者三友益者三友
友諒友直友多聞益矣友便辟友善柔
 不可懈是全交之道也以上言明朋友之交也曲朋友

之俗欲為堂乎兩失當然之理也施與
 受士之專可慎也或曰士與吝嗇而積
 財寧施之有餘

子孫教戒

子孫之恩情者天道之自然血脉相續之
 所成也人倫之厚何事及之乎我身既
 沒而嗣子放僻則家絕身滅何以恩愛
 之甚不啻教戒之事哉士者以大丈夫
 為勇於愛惠之切以信勇不戒之則非
 志士仁人孟子曰富貴不能淫貧賤不能移威武不能屈此之謂大
 林凡幼穉之間氣之所稟唯天然而心
 知未有所主其習日長月益善惡所機
 甚可慎張橫渠曰今世男女從幼便驕
 惰懷了到長益凶狠又曰子愛而不教
 曰驕子士之教戒子孫使正其知勇其
 機信其事曲禮曰幼子常視之勿詭故於
 知之發考邪正戒邪揚正養勇而不使
 恐威之雖少事不以詐偽戲遊必以弓
 矢竹馬之禮言語皆以武義禮讓之節
 使其精氣全情欲寡教以文學論語曰

【吉田松陰『武教全書講録』 * 慶応4年板の表紙・扉・本文冒頭と刊記(下段左端は明治初年後印本)。



松陰先生武教講録〔武教全書講録〕(慶応4年)

【判型】半紙本2巻合1冊。縦226耗。

【年代等】安政3年12月作。慶応4年3月刊。〔長門〕松下村塾板。

【備考】分類「兵法」。本書は、山鹿素行を信奉する吉田松陰が安政3年に親戚子弟に素行作『武教小学』を講じた際の講義録を上梓したもの。ただし、本書には『武教小学』以外の記述がないため、事実上『武教小学講録』と言うべきもの。本書で松陰は、「士道」と「国体」の大略を述べた『武教小学』序文を何よりも重視し、「此序ノ大主意ヲ能々呑込給へ」と開口一番に述べた。「士道」と「国体」の精神を後世に伝えるには、中国生まれの『小学』では片手落ちであり、「国体ヲ失フ様ニ成行クコト免カレザルヲ、先師(山鹿素行)深ク慮リ給フ。是、『武教小学』ヲ作ル所以也」と述べ、『武教小学』の本質を次のように突いた。「扱、其士道・国体ハ甚切要ノ事ナレバ、幼年ノ時ヨリ心掛サセ、工夫サスベキコト、是、『小学』ノ本意ニテ、詰リ、志人仁人ト成ル様ニトノ教誡ナリ。是、此序ノ大意、即チ、此書ノ大意也」。松陰はこの序文こそが本書の神髄と見なした。



足ルノ下
脱教十字
惜哉

挽多作執

者ニ至テハ已ニ共ニ語ルヘク共ニ道ニ進ムヘ
キノ人也又自然ニ出ルアリ勉強ニ出ルアリ自
然ニ出ル者ハ輒ク得ヘカラス其次ハ勉強ニ出
ル者前路頼母シキ人ナリ余和漢古今ヲ歴觀ス
ルニ忠臣孝子何リ甚多キヤ然トモ大丈夫ノ三
字ヲ以テ是ヲ括スルニ足ル然レハ士者以大丈夫
夫為勇ト云フ日夜朝暮ニ姑クモ忌ルヘキ一ニ
非ス豈教戒ノ大本武道ノ眼目ニ非スヤ
女子ノ教戒ノ事先師ノ深意尤モ味フヘシ夫婦
ハ人倫ノ大綱ニテ父子兄弟ノ由テ生スル所ナ

武教講録 卷之下

二十四

レハ一家盛衰治亂ノ界全ク茲ニアリ故ニ先ツ
女子ヲ教戒セスンハアルヘカラス男子何程剛
腸ニシテ武士道ヲ守ルトモ婦人道ヲ失フ時ハ
一家治ラス子孫ノ教戒亦廢絶スルニ至ル豈慎
マサルヘケンヤ而ノ挽近女子ノ教戒ヲ以テ重
事トスル者アルヲ聞カス蓋シ女教大畧三様
アリ先ツ源氏物語伊勢物語等ノ俗書淫泆ノ事
ヲ以テ教トスル是先師ノ深ク嘆スル所ニテ教
トスルニ足ラス然トモ此類只今ニテ貴人大家
ニハ或ハアラン平士以下ニテハ甚ク少ナシ但

シ和歌俳諧茶湯等ノ游藝ヲ以テ娛ミトスル者
ハ間々是アリ是亦其類ナリ又貝原氏ノ書或ハ
心學者流ノ書等ヲ以テ教トスルアリ是尤モ正
シク尤モ善シ然トモ柔順幽閑清苦儉素ノ教ハ
アレトモ節烈果斷ノ訓ニ乏シ大平無事ノ時ハ
是ニテ餘リアレトモ變故ノ際ニ貞操峻節ヲ勵
スニ至テハ未ク足レリトセズ獨リ先師ノ教ヘ
以柔順為用以果斷為別ト云者西ナカラ全シト
云ヘシ又為士之妻室者士常在朝而不知内故代
夫戒家業豈以懦弱乎ト云ハ實ニ至言ナリ且漢

武教講録 卷之下

二十五

唐之間守義死節之女皇國武將之妻室以盛衰不
改節以存亡不易心或當賊或死敵ヲ以テ證トス
其意更ニ明ナリ漢唐ト云ハ註ニ據レハ列女傳
蓋シ劉子政ノ小學宋朱文公著等ニ載スル所ヲ斥
著ス所ヲ云 小學宋朱文公著等ニ載スル所ヲ斥
スト見ヘタリ列女傳ハ余未ク本書ヲ見ス小學
ニテハ漢ノ陳孝婦曹文叔妻唐鄭義宗妻奉天竇
氏二女等也就テ見ルヘシ又後漢書列女傳ニ載
スル皇甫規妻董卓ヲ罵リテ節ニ車下ニ死シ樂
羊子妻盜ヲ拒ミ始ニ代リテ刎頸シテ死スルノ
其他尚苦節烈行甚夥シ又明清間ノ史集ヲ閱ス

ルニ貞婦烈女極テ多シ皇國武將ノ妻室ト云ハ
 武田勝頼ノ妻北條氏細川忠興ノ妻明智氏柴田
 勝家ノ妻織田氏信長ノ妹ニテ初ノ淺井長政ニ
 嫁ス長政ノヒル時殉死セシ
 ノ大婦スレハ其節已ニ關ク唯勝浦生氏郷ノ妻
 家ニ殉死スルノ一節取ルヘシ
 明智氏ナトノ類ヲ指スニヤ其外結城親光楠正
 成菊池寂阿等ノ妻義朝義經等ノ妻常盤三子ノ
 為メニ清盛
 ニ從ヒシハ尚穉アリ然トモ寵衰ルニ及ンテ出
 テ人ニ嫁スルハ何事リヤ然トモ其心事亦人ニ
 過タルノ類古今拔擢ニ暇アラヌ願タハ和漢古
 者アリノ類古令拔擢ニ暇アラヌ願タハ和漢古
 今ニ亘リ此種ノ人ヲ妙選シ雄勁明暢ノ筆ヲ情
 テ國語ヲ以テ其傳ヲ綴リ頗ル是ニ論斷ヲ加ヘ

武教講録

卷之下

二十六

以テ女子ノ龜鑑トセハ甚美舉ト云ヘシ前ニ引
 ク所ノ列女傳小學等漢文ニテ女子ノ講讀ニ便
 ナラス皇國婦女ノ事責而者草ニ列女ノ傳アル
 ラ見ル甚善シ但收ムル所ノ人數甚寡キヲ恨ム
 近日人アリ本朝女鑑ノ闕本ヲ示ス其体裁先ツ
 吾心ヲ得タリ未全豹ヲ窺ハスト云トモ亦其一
 班ヲ得タリ但其中光明皇后等ノ事ヲ載ス余甚
 タ喜ハス然トモ其外收ムル所ハ皆女子ノ鑑ト
 スヘキ者ナリ余從來此事ニ心アリト云トモ未
 タ多ク此種ノ書ヲ搜索スルニ暇アラヌ思フニ

其撰其文並ニ吾心ヲ獲タル者アリテ未タ見ル
 ニ及ハサルヲモアルヘシ抑古語ニ忠臣不事二
 君ヲ以テ烈女不更二夫ト對シテ云フ其意極テ
 深シ上ニ云フ後漢書列女傳中曹世叔妻ノ傳ニ
 女誠七篇ヲ載ス極テ善シ其中ニ烈女ノ義ヲ論
 ノ曰ク禮夫有再娶之義婦無二適之文又曰ク得
 意一人是謂永畢失意一人是謂永訖ト蓋シ婦人
 夫ヲ以テ天トシ一適ノ改メス猶人臣ノ君ニ事
 ルト異ルヲナシ今ノ俗猶能ク婚禮ニハ換御樹
 ノ上張カネンノ上下ヲ着タ婦人已ニ嫁スレハ

武教講録

卷之下

二十七

齒ニ塗ルニ鉄漿ヲ以テス皆其意深黒不變ノ色
 ニ象リ一適不改ノ義ヲ取ルトナリ然トモ今世
 滌洗ノ婦ハ往々聞クアレ共貞烈ノ婦ニ至テ
 ハ寥々乎トノ響ヲ絶ス然レハ禮儀聊其舊ヲ存
 スト雖トモ其義ハ已ニ泯没セリ余常ニ竊カニ
 是ヲ過憂シテ亂巳ノ先兆トス何トナレハ物各
 類アリ故ニ忠臣ヲ求ムルハ孝子ノ門ニ於テス
 ト云ヘリ節モ亦忠孝ノ類ニ非スヤ然レハ今世
 貞烈ノ婦ニ乏シキ所以ハ父兄ノ教戒至ラサル
 ナリ父兄ノ教戒至ラサル所以ハ其自ラ君父ニ

事フル忠孝ノ心ナケレハ也今時平ニ國安ケレハ宴安ニ其日ヲ送り禄ヲ辞シ官ヲ罷テ去テ他邦ニ往ク者アルナシ然トモ是ヲ以テ遠ニ其二君ニ事サルノ忠心ヲ信スルニ足ランヤ滔々タル父兄要皆其忠心ナシ故ニ兒女其教戒ヲ聞カス兒女其教戒ヲ聞カス故ニ人ノ妻トナリテ貞烈ノ節顯レス人ノ母トナリテ其子ヲ教戒スルヲ知ラス是父兄女孫矇昧ニシテ無教戒ノ世界ニ生死ス是ニ於テカ烈女ナク忠臣ナシ今日二三夫四五夫ヲ更テ耻サルノ子孫ハ異日必

武教講錄

卷之下

二十八

ス二三君四五君ニ事テ計ヲ得タリトスルノ臣僕ナリ歐陽公王凝カ妻ノ事ヲ引テ馮道ヲ議ス其深意亦推シテ知ヘシ有志ノ士念ヲ起シテ茲ニ至ラハ安ク惻然惕然女子ノ教戒ニ眷々セサルヲ得ンヤ有志ノ士真ニ令ノ弊ヲ救ントナラハ先其妻其女ヲ教戒スルニ前ニ云フ古列女ノ事蹟ヲ以テシ殊更叮嚀ニ二夫ヲ更サルノ大義ヲ教戒シ置キ其子婦ニ臨テハ又此義ヲ揭示シテ且夫家万々居ルニ堪サルノヲアラハ自盡スルノ外天地間別道アルナキヲ教戒スヘシ

若シ敢テ親家ニ大婦スル者アラハ忍ヒサルナレ共父兄逼テ自盡サスヘシ是程ノ事ナレハ最初擇婿ノ時モ勿論苟且ナルナカルヘシ又其女子ニサヘ角ク大義ヲ責ル程ノ父兄其君ニ事ルノ忠最モ甲斐甲斐敷事共也唯有志ノ士深察遠思セヨ

女子ノ教戒ニ付別ニ一策アリ是ハ國政上ノ事ナレハ容易ニ論スヘキニ非レ共事ノ因ミニ茲ニ附録ス國中ニ於テ一箇ノ尼房ノ如キ者ヲ起シ僧尼令ニ僧房ニ婦女ヲ停メ尼房ニ男夫ヲ停ムル者ハ罪科アリ此意ヲ用ルヲ善法トス

武教講錄

卷之下

二十九

女學校ト号シ曾テ宋通鑑ヲ閱セシニ孝宗淳熙十五年ニ當リ金國建女太學ル他日更ニ是ヲ改フヘシ遺ル士大夫ノ寡婦年齢四五十以上ニテ貞節素顯レ學問ニ通シ女工ヲ能スル者數名ヲ選舉シ女學校ノ師長トナシ學校中ニ寄宿セシノ叔士大夫ノ女子ハ歳若ク八十歳以上ノ者ハ日々學校ニ出タシ願ニ因テハ寄宿モ許シ專ラ手習學問女功ノ事ヲ練熟セシムヘシ教法極テ嚴整ヲ要ス曹大家ノ女誡ニ女子ノ教學ナキヲ嘆シテ禮八歳始教之書十五而至於學矣獨不可依此以為則哉ト云ヘリ先ツ吾心

■『武教全書講録』の要旨

◎女子教育については、先師(山鹿素行)の教えが最も価値があり、それを玩味すべき。

◎夫婦は人倫の大綱であり、一家の盛衰・治乱は夫婦にある。

- ・まず、女子を教戒せよ。夫がいかに武士道を守っても、妻が道を失えば、一家は治まらず、子孫の教戒も破綻する。
- ・しかしながら、近年は女子教育を重視する者がいない。

◎女子教育には、3つのタイプがある。

- ・第1に、『源氏物語』『伊勢物語』等の俗書や淫佚(男女関係が淫らな)の事を教えとするもの。これは先師が深く歎いた所で、教えに値しない。貴人には多く、平民以下にはほとんどないが、和歌・俳諧・茶の湯等の遊芸を楽しみとする者は多い。
- ・第2に、貝原益軒や心学書の教えは、柔順(温和)・幽閑(落ち着き)・清苦(貧苦に甘んずる)・儉素(質素)の教えで最も望ましいが、節烈(操が堅い)・果断(決断力)の教えに乏しい。太平無事の時には十分だが、有事の際に貞操を守り、節義を貫くには不十分。
- ・第3の先師の教え「柔順を以て用(働き)とし、果断を以て制(掟)となす」こそが完全である。まさに「士の妻室たる者、士常に朝に在りて内を知らず。故に夫に代わりて家業を戒む。豈懦弱を以てせんや(武士は常に役所で公務に当たるため、家内のことは知らない。そこで、妻が夫に代わって家業を取り仕切るのだから、懦弱(意気地無し)では務まらない)」という言葉は至言である。

◎今日、淫佚の女性は多いが、貞烈の女性は極めて稀である。従って、礼儀はその伝統わずかに残すが、義は既に消え失せてしまった。私は、これを非常に憂え、日本が滅びる前兆だと考える。

- ・今日、貞婦・烈婦が少ないのは、父兄の教戒が不足しているからである。父兄の教戒がないのは、父兄自身が既に主君や親に対する忠孝の念が足りないからである。世間一般の父兄には、大抵、忠義の心がない。だから、女子供は父兄の教戒を聞かない。妻となっても貞淑な気持ちはなく、母となっても子供を教戒することを知らずにいる。

◎女子の教戒につき一策がある。これは国政上のことで、容易に論ずべきではないが、一つの構想として述べる。

- ・男子禁制の尼房の如き「女学校」を建てる(以前読んだ『(皇)宋通鑑』に金国の「女太学」の記事があったと記憶する)。
- ・40、50代以上の士大夫(武士)の未亡人で、人徳・学問・技芸に通じた女性数名を選んで教師とし、女学校に寄宿させる。
- ・8～10歳以上の武家女性を毎日通学、または希望により寄宿させ、厳格な教育により、手習い・学問・女功(女性の家事)に熟練させる。
- ・『漢書』のように、同郷の女性達が共同生活で夜なべに努め、切磋琢磨し合って習俗を向上させる効果もあるだろう。
- ・この構想は、君主の奥方から始めるべきで、貞節で学問に秀でた女性を登用して女官とし、一国の女子教育を率いるべきである。

◎以上について、叔父(玉木文之進)に質したところ、「女子教育の説は全くその通り。私も考えがあって、伊勢の津坂孝綽の『武家女鑑』を購入し所蔵するが、本書は好著で、婦女子にこれを読み聞かせれば感激しない者はいない」と言われた。本書を一読すると、私の考えと全く一致していた。中村惕斎の『姫鑑(比売鑑)』は異国や古代の人物ばかりで、女子教諭に迂闊な点もあるが、惕斎ほどの学者の書であれば有益であろう。黒沢弘忠の『本朝列女伝』は217人も女性を載せ、十分である。漢文で綴られた文章が巧みではないが、軽視してはならない。そのほか、このような書物を広く求めるが良い。

* 山鹿素行は、元禄期の女性の優柔・懦弱(ひ弱で無気力)な傾向を『武教小学』の「子孫教戒」章で戒めたが、松陰も再び維新当時の女子に不可欠な心得として主張。有事にも家を守り、生き抜く強い精神力を持つ武家女性を育てるための女子教育論で、まず父兄自らが忠孝の心構えを正して婦女子の教育に当たること、女学校構想は、上級武士から進めて、一国領内に好影響を及ぼすべきことを説く。また、中国人ではなく、日本人女性の伝記を読ませることを提唱し、特に『武家女鑑』を推奨。